## 会 議 録

附属機関又は会議体の名称		豊島区住宅対策審議会(第65回)
事務局(担当課)		都市整備部住宅課
開催	日時	令和5年3月27日(月)午前10時00分~11時10分
開催	場所	議員協議会室(本庁舎8階)
出席者	委 員	〈学識経験者〉         定行まり子(会長)、加藤仁美、篠原みち子、齋藤浩一、小池武次、広瀬達雄、山本ナミエ         〈区議会議員〉         磯一昭、石橋正史、高橋佳代子、里中郁男、儀武さとる、ふるぼう知生         〈区民〉         上野洋太郎、木川るり子、栗林知絵子、関口貴子、戸田汎(敬称略)
	その他	都市整備部長、建築担当部長、建築課長、自立促進担当課長、
	事務局	住宅課
公開の可否		公開·非公開·一部非公開 傍聴人数 1人
非公開・一部公開 の場合は、その理由		
会 議	次 第	<ol> <li>開会</li> <li>出欠確認、資料確認</li> <li>資料説明</li> <li>質疑応答</li> <li>その他</li> <li>閉会</li> </ol>

●住宅課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより、第65回豊島区住宅対策 審議会を開催させていただきます。

皆様には、年度末のご多用のところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。 この住宅対策審議会の事務局を務めております住宅課長の河野と申します。本日は、ど うぞよろしくお願いいたします。

本日の会議の進行でございますが、第65回豊島区住宅対策審議会次第に従いまして進める予定でございますので、よろしくお願いいたします。

まず、出欠の確認をさせていただきます。本日の出欠状況でございますが、委員1名より欠席とのご連絡をいただいております。

なお、本日の住宅対策審議会は、豊島区住宅基本条例の第18条第11項の規定に定める定足数を満たしておりますので、有効に成立していることをご報告いたします。

また、住宅対策審議会につきましては、本日配付しました座席表にあるとおり、区の部 課長も出席させていただいております。そのほか、事務局としまして住宅課職員及び記録 員が同席させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、定行会長のご挨拶をいただきまして、審議会の議事に移りたいと思います。 定行会長、進行につきましてよろしくお願いいたします。

●会長 それでは、開催の前に一言申し上げます。

これまで住宅政策について非常にご理解をいただいて、そして新しいことにも積極的に 取り組んでくださっていた高野区長、そして、また、それを理論的にも政策的にも支えて くださっていた小林秀樹先生が、このお二人が亡くなったというのは、私にとっても大き な支柱をなくしたような感じでおり、とても残念な思いでおります。しかし、お二人の思 いというのは私にも伝わっておりますので、これからもその思いを受けて進めていきたい と思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

そして、今日は、今回ファミリー附置について、専門委員の方たちと何回も打合せをしてきまして、一つ結果を見られるかなということと、それから特に前会長が、マンション管理の適正化については、どこの区よりも早く豊島区は進めてきました。そのことが今、国や東京都も大きく動いてきているということで、こちらについても、今日の策定についても取り上げられるということです。どうぞ今日もよろしくお願いいたします。

それでは、まず傍聴についてですが、事務局にお尋ねいたしますが、傍聴希望者はいらっしゃいますでしょうか。

●住宅課長 はい。傍聴希望者が1名いらっしゃいます。

●会長 傍聴希望者の方がいらっしゃいますので、お諮りしたいと思います。 傍聴の許可をしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

●会長では、傍聴が許可されましたので、どうぞお願いします。

(傍聴人入室)

- ●会長 それでは、本日の議事に移りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。
- ●住宅課長 それでは、まず、本日の資料のほうを確認させていただきます。

お手元に、ホチキス止めの第65回豊島区住宅対策審議会と書いた資料が一つと、あと マスタープランもお配りさせていただいているかと思います。

お手元の資料のほう、よろしいでしょうか。

では、本日の会議録についてでございますが、会議録の記載事項のうち、審議経過につきましては、発言者の氏名を記載せず、「委員」という表現になります。また、事務局及び区側出席者につきましては、「職名」となります。

会議終了後、事務局にてまとめさせていただきまして、皆様にご確認いただいた上で、 ホームページに公開してまいります。

なお、本日の予定でございますが、感染症対策のため会議時間を短縮し、1時間半を目 途に審議をいただく予定でございます。

また、お手元のマイクの使用方法でございますが、ご発言されるときはマイクのスイッチを押してからお話しいただき、終わりましたら再度スイッチを押していただきますようによろしくお願いいたします。

それでは、定行会長、進行につきましてよろしくお願いいたします。

●会長 本日の議事の進行ですが、個々の議題、報告について説明いただき、それぞれに 質疑の時間を取ります。なお、先ほど説明がありましたように、会議時間を短縮いたしま すので、時間内にできなかった質問については、後日事務局へ届けていただければと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

●住宅課長 それでは、議題の一つ目でございます。「共同住宅における居住面積水準の向上(ファミリー附置)」について、ご説明させていただきます。

資料の1ページ目をお開きください。まず、前回9月にご報告いたしました際の振り返りでございますが、附置面積については50㎡を中心に考え、附置面積を場合によっては見直すことも含めまして、割合や免除措置、そしてネーミングを検討することを報告させていただいてきました。今回は、昨年9月の中間報告以降に2回の専門部会を開催し、これらの点につきまして、専門部会でご議論いただきました結果のご報告でございます。

まず、ファミリー附置の導入の意義を、これまでお示ししておりませんでしたので、1

ページ目の3のところにファミリー附置の導入意義をお示しさせていただきましたので、 読み上げさせていただきます。

3. ファミリー附置の導入意義。豊島区基本計画の施策では、安全・安心に住み続けられる住まいづくりを目標にし、その中で目指すべきまちの姿として「子育てファミリー世帯の定住が進み、高齢者等の居住の安定が図られ、住み慣れた地域で暮らし続けられるまち、」を掲げ、誰一人取り残すことなく、住み続けられるまちづくりに向け発信している。

また、豊島区は、「SDGs 未来都市」及び「自治体SDGs モデル事業」にダブル選定された都市であり、SDGs では目標の第1 1 として「住み続けられるまちづくり」を掲げていることから、ファミリー世帯のより一層の定住化が求められている。

そのような状況の中、区内の住宅の約8割を占める共同住宅の50㎡以上の住宅ストックの割合は、平成25年の35.6%から平成30年には33.4%に下がっており、23区中21番目と低くなっている。さらに住宅マスタープランの基本目標においても、良質な民間住宅の形成誘導として「住戸面積50㎡以上の住宅ストックの割合」を平成25年の46.0%より向上させるとしているが、平成30年には42.4%と割合が下がっており、住宅ストックバランスが未だに改善に至っていない状況である。

この状況を打開するため、豊島区は、区内住宅の大部分を占める共同住宅に規制をかけることにより、住宅ストックバランスの改善を図るとともに、子育て世帯をはじめ様々な世帯が生活しやすい多様性社会に応じた、ファミリー世帯形式の住戸を「としまファミリー住戸」を附すことで供給誘導を行い、定住化を図っていく。

こちらを、ファミリー附置を導入する意義とさせていただきました。

次に4.検討経過でございます。前回の9月の中間報告の後に、10月に第5回、12 月に第6回の専門部会を開催いたしました。

続きまして、5の報告事項でございます。まず、(1)ファーマーズマーケットでのアンケート結果についてでございます。こちらは、専門部会の委員にご議論いただく一方、実際にまちの方のご意見を伺いました。

5ページ目をお開きください。昨年10月1日・2日に、イケサンパークにて、子育て世帯を対象に、マンションに住むとした場合、どのようなことを基準に選ぶかなどについてアンケートを採ったものでございます。回答数は392件でございます。

以下、アンケート結果をまとめたものでございまして、回答者はおおむね3人から4人世帯が全体の8割を占めております。その中で、中段の設問を見ていただきたいのですが、住まいを選ぶ上での優先順位として、一番多くの方が価格、家賃を挙げております。また、下段の設問の中の一番上の項目で、必要とする面積については75㎡が一番多く、次いで65㎡、85㎡以上、55㎡以上と、ほぼ全ての方が55㎡以上を必要としていることが分かりました。

6ページ目をお開きください。一番上の設問のところで、ワンルームマンションとファ

ミリータイプの混在についての回答は、「多様性の時代なので、混ざっているほうが妥当である」と考える方が47%いらっしゃり、「隣に誰が住んでいようが気にならない」も含めますと、約7割の方が、混在していても気にならないというふうに考えていることが分かりました。さらに、その下の設問では、マンション1階に子ども食堂などが設けられていることについては、よい取組であると考える方が約7割いらっしゃるなど、好意的に受け入れられていることが分かりました。

続いて、7ページをご覧ください。こちらは、ファミリー附置を検討するに当たりまして、10の事業者にヒアリングを行った結果をまとめたものでございます。ヒアリングの 総論を上の囲み枠にまとめておりまして、ファミリー附置があっても、その附置がある前 提で計画を立てるため影響ないと多くの事業者からご意見をいただいております。

また、附置の面積につきましては、近年の物価上昇などの影響で、分譲マンションですと70㎡弱で億ションになってしまうというようなこともございまして、販売価格が高くならないように面積を抑えて計画をしているということで、60㎡から70㎡の規制になると厳しいというようなご意見もいただいております。

また、ファミリー住戸とワンルームが混在することについては、生活形態が異なるため 好ましくないという意見や、問題ないという、両方の意見がございました。

その他のご意見としまして、8ページ目をおめくりください。地域貢献施設を造った場合にファミリー附置が免除されるとしたらという観点でヒアリングをした結果が、iの地域貢献施設についての項目でございます。事業者は収益を上げる必要があるので、採算を重要視しておりまして、少しでも多くの面積を住戸として販売し、利益につなげたいと、そういった思いが強いことから、販売面積を減らしたくないので店舗等は設けたくないというご意見や、賃貸物件ではオーナーがよく変わることもあり、地域貢献施設を造ってもにぎわいが継続されないケースが多いといったご意見をいただいております。

これらのご意見も聞いた上で、専門部会でご議論いただき、結果をまとめたものが、戻っていただきまして、3ページ目の(3)専門部会での決定事項についてでございます。

まず、附置面積についてでございます。附置面積 50 mとした理由としましては、アンケートでは 55 m以上を希望する方が大半でありましたが、近年マンション価格が高騰していること、また近隣区の附置面積が、新宿区、文京区で 40 m、板橋区、北区で 55 mであること、さらに住宅マスタープランの成果指標としましても 50 m以上の住宅ストックの割合を向上させるとしていることから、面積は 50 mといたしました。

次に、順番を少し飛ばしますが、上から5番目の免除措置、すなわち対象の地域でございますが、今回対象の地域からは、商業地域は除かせていただきました。理由としましては、区内に建築されるマンションのうち、約4割は商業地域に建築されるのですけども、そのほかの地域と比べて比較的広い土地が購入できること、また、容積率が高いことから、現状においてもある程度50㎡以上の住戸が建築されている一方、商業地域以外は50㎡

以上の住戸の建築は少なく、30㎡未満の住戸を建築されることが多いことが分かりました。

さらに、区内全体にファミリー附置をかけると、民業を圧迫する可能性や、実際にワンルームマンション建築反対の紛争は商業地域では起こっていないことから、対象の地域から商業地域は除外することといたしました。

戻りまして、上から二つ目の、対象の規模でございます。今回の附置では、3階建て以上かつ30戸以上といたしました。理由といたしましては、173号線沿いの地区計画で、29㎡未満の住戸は30戸以上建築することを禁止していることから、豊島区中高層住宅条例の15戸以上に合わせるのではなく、既に区内にある地区計画と矛盾が生じないようにすること。それから、商業地域以外に建築される中高層住宅条例対象のマンションのうち、一番届出の多い100坪から200坪の土地に建築されるマンションの令和元年度以降の平均戸数が36戸であるため、30戸以上がふさわしいと判断いたしたところでございます。

続いて、その下の、附置の割合についてでございます。 2割といたしました理由は、他 区では1割からおおむね3割までというのが附置の割合としている中、3割では厳しいの ではないかといったご意見や、他区でも見直しを行っているので、まずは緩やかに始めて、 後で割合を変更することも可能であるといったご意見があったことと、また、区の附置を 行う姿勢を示すためにも、今回2割ということでさせていただきました。

また、数式につきましても、いきなりファミリーの建設戸数が増えないように、かつ最低2戸は建築されるように、記載の式といたしました。例えば、総戸数が30戸の場合2戸、40戸の場合4戸、50戸の場合6戸、50㎡以上の住戸の建築が必要になります。

また、名称につきましては、専門部会で投票いただきまして、としまファミリー住戸に 決定し、要綱にて規制を行う予定でございます。

4ページ目をお開きください。6. 今後のスケジュールでございます。

来年度、ワンルームマンション税の5年に1回の税制調査会が行われますので、この税制調査会に、ファミリー附置について報告させていただき、令和6年度中に実施予定でございます。

大変簡単でございますが、説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いい たします。

●会長 ご説明ありがとうございました。

皆様から、今の説明に対して、ご意見や質問をいただきたいと思います。こちらについては他区に比べて遅くの対応になりますが、いろいろ議論の末、こういうふうに進んできましたので、ぜひ皆様のご意見も伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

委員、お願いします。

- ●委員 先ほどご説明にも途中ありましたけれども、附置面積を50㎡にしたというようなことで、確かに、55㎡のところと40㎡のところと、各区の規制の仕方が違うというようなことで、マンションも分譲なのか賃貸なのかで異なると思いますけど賃貸で、過去、たしか区が調査をしていただいた結果、非常に隣接区と比べて家賃が高いというような結果も出ている中で、この基準をあえてきつくするということによって、何か基準を見ると、やはりお子さんが大きくなること、住み続けることを考えると、やはり50㎡、お子さん二人いらっしゃると基準になるというのはよく分かるんですけれども、このまた家賃とのバランスというか、そこら辺、今後どのようにお考えになるのかを、お聞きしたいなと思います。
- ●会長 お願いいたします。事務局。
- ●住宅課長 おっしゃられるように、50㎡というと、お子さんのときは最低居住面積よりもかなり小さいんですけど、大きくなってくると、大人4人の最低居住面積というところで、小さいうちは、余裕があるのかなというふうに考えております。

やはり、専門部会の中でも、例えば文京区とか新宿区のほうが40㎡となっている中で、 豊島区は50㎡となると、やはり少し厳しいのではないかと、そういったご意見もある中 で、40㎡台になると、やはり4人で生活するには、4人をモデルとして考えているんで すけど、少し手狭になるような印象があるというようなご意見もいただいています。

なので、 $50\,\mathrm{m}^2$ がいいのではないかというところなんですけど、委員おっしゃられますように、家賃との兼ね合いというところで、実際に今の豊島区の家賃相場ということで、これはインターネット調べなんですけども、例えば $2\,\mathrm{LDK}$ から $3\,\mathrm{LDK}$ の区内の家賃相場でいいますと、約 $2\,3\,\mathrm{万円}$ と、そのくらいということで、不動産の事業者にやはり聞いても、近年、家賃の相場が結構上がってきていると。その中で、大体、豊島区あたりでいくと、 $2\,0\,\mathrm{万円}$ ぐらいまでが借りていただける目安じゃないかなというようなお話もいただいていて、もっと値段が高くなってくると、やはり皆さん、もっとこう、港区とか、そちらのほうに行ってしまうというようなお話もあるので、まだ何とか賃貸でいうと借りていただける家賃にはなっているんじゃないかなというふうに考えております。

- ●建築課長 会長、建築課長。少し補足させていただきます。
- ●会長 お願いいたします。
- ●建築課長 1点、住宅課長が今、回答しましたけども、1点補足させていただきますと、 豊島区には30㎡でワンルームマンション税がございますので、そこの面積も意識したと きに、やはり検討のときには40㎡という声もありましたが、やはり、そこを一つ超えて 50㎡としたところが議論で深まったところでございます。
- ●会長 お願いいたします。
- ●委員 確かに10㎡だけしか変化がないと、非常にファミリーとワンルームと、なかなかそこら辺の境目というのは難しいのかなというふうに思いますけど、前から私、申し上

げていて、住宅マスタープランが今度改定をされるという中で、ぜひ議論していただきたいというふうに思っているんですが、区がソシエで昔やっていた、ファミリー向けの住宅政策をどんどん返還していっている分を、やはり家賃補助というようなことに政策転換をぜひしていただきたいと前から議会で申し上げているんですけど、こうやって実際に、ファミリー世帯の附置義務ができました、ただ、なかなか高額で住めませんでは、やっぱりせっかくのこういった区の政策ですから、しっかり定住化が進んでいる、ほかの手当というか、そういうことも含めて、ぜひ検討をしていく必要があるかなというふうに思いましたので、ここで発言させていただきました。

以上です。

- ●会長 ありがとうございます。大事なご意見かと思いますので、今後の議論になっていくかと思います。ありがとうございます。
- ●委員 一ついいですか。
- ●会長 お願いいたします。
- ●委員 イケサンパークでのアンケートの取組のところで、6ページの上から2番目のところで、マンション内の複合用途についてという問いについて、これがよい取組だと思うというのは74%ということが、結果が出ていたというご報告を今いただきましたが、これは少し設問の意味がよく分からないんだけど、もう少しこの辺のところを細かく教えていただければありがたいと思ったんですけど、どうでしょう。
- ●住宅課長 会長、事務局。
- ●会長 お願いします。
- ●住宅課長 こちら、アンケートの、マンションの中に子ども食堂等が設けられているとということで、例えば全て一つのマンションの中に住戸があるというよりも、1階にそういった地域貢献の施設があったほうがよいかというような大きな問いでございまして、例えば、その利用方法が、子ども食堂というものがご自身の住んでいるマンションの中にあった場合にどう考えるかということをお聞きしたというところでございます。
- ●会長 お願いいたします。
- ●委員 私としては、マンションの中に子ども食堂をつくらなければいけない、今、こういう世の中が、私はいけないような気がするんですよ。だから、そうじゃなくて、もう少し公平に、何か、世の中がもし平均的なものであるならば、そういう子供さんを育てるとかということは、各家庭で、やっぱりやるわけですよね。それで、マンションの中にそういうものが、子ども食堂があるということを、すごく評価するのは分かります。今の時代の背景からすると、そういうものがあるかもしれませんけれども、何かこういう設問が出てきてしまうことに、何となく、それよりも、マンションとしての役割というか、ファミリーが一緒に住んでいくという、そういう中での何か生活の在り方というか、そういうことのほうがもっと大事じゃないのかなと、私は意味がよく分からなくて、今お聞きしたわ

けでございますけど。どうなのかな。よく私自身も、マンションがあるなら当然、今、子ども食堂があちこちに存在していて、できていて、本当に大きな役目を担っていただいて、やっていただいているという認識は私自身ございます。ただ、マンションというその役割の中では、やはりもう少しやはりファミリーとして、ファミリーの中できちっと、子供さんにしても何にしても、きちっとやっぱり教育をしていくという、あるいは食事をそこでできるような憩いの場所をつくるとか、そういったことのほうがすごく重要な感じが私はするんですけど、私の言っていることはおかしいですか。

会長さん、どう思いますか。

●会長 ありがとうございます。様々なご意見が出てますね。私も一言いいですか。

もちろん、今回、住宅そのものの規模とか、それからファミリーにということがありますが、現在というか、これからもそうだと思うんですが、私たちの暮らし、住まいって、住宅の中だけでは成り立たなくなっているというのは誰もが認識していて、住んでいる暮らしの中のものがみんな外にちょっと出ていっている。そういうのを共有し合うというのも一つ大事な視点かなと私のほうでは思っているんですが、ただ、基本的な暮らしを支える住宅、住戸というのはすごく重要だと思いますので、そこの基本的なところはちゃんと押さえたい。だけど、あるところを皆さんと共有するというのは、そういうところが地域の重要性と思うので、そのときに空間をどう使うかということになると思うんですが、ここのところはすごい議論になりますが、ある意味では、豊島区はそういう共有性を持ついい部分もあるのかなと私自身は思っているところですが、こういうところもまた皆さんと議論していくことが大事かなと思います。

どうぞよろしくお願いします。

- ●委員 分かりました。どうぞ。聞かせてください。
- ●住宅課長 すみません、私の説明不足なところがありました。申し訳ございません。 こういったアンケートを採った背景には、例えばワンルームマンションを建設すると、 建設反対の運動が起こるというようなことのさらに背景だと思うんですけど、マンション ができることによりまして、地域との交流がなくなるといいますか、そういうことを危惧 されて、ワンルームだと、よりそういった関わりとか治安が悪くなるとか、そういった印 象をお持ちの方も中にはいらっしゃるようなんです。そういった中で、開かれたマンションということで、マンションの1階に、こういった地域と関わるような施設があると、例 えばワンルームマンションを建設したときにも、地域と交流ができるマンションというこ とで、皆さん、周りの方の印象も変わるとか、例えば今回のファミリー附置の免除措置の 一つの考え方として、こういった地域に開かれた子ども食堂などをつくるとファミリータ イプをつくらなくてもいいですよとか、そういったことも検討する目的のために、採らせ ていただいたというところでございました。

失礼しました。

- ●委員 分かりました。いろんな角度から考えてみます。ありがとうございます。
- ●会長 ありがとうございます。ご意見ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。それでは、お願いします。
- ●委員 今、委員から子ども食堂の件でご発言がありましたので、私の経験からお話しさせていただきたいと思います。

私たち、NPOで、ホームスタートという事業をしております。これは、地域の子育て 経験のある人が乳幼児の親子の家庭に行って傾聴したり、子育ての協働をすることによっ て、孤立とか虐待を予防していこうという取組です。

その中で、私も実は、タワマンのご家庭に何度か訪問に行っております。下の子が生ま れて、半年の子供と2歳ぐらいの子供を一人で子育てをしているわけですね。本当にセキ ュリティーもしっかりしていて、中に入ると全く誰にも会わないような中で、ご家庭に行 くと、さほど広いという印象もない中で、すごい息詰まったというか、上のほうだと窓も そんなに開けられないような中で、お母さんが子育てをしている。保育園に一緒にお迎え に行って、一緒に家に戻って、6時ぐらいまで私は一緒に子供と遊んだり傾聴したりする んですけども、そのときにお母さんが、これからが地獄ですとおっしゃいます。もちろん、 それなりの収入があって、旦那さんはお仕事で10時、11時に帰ってくる。この6時か ら一人でご飯を食べさせ、二人の子供をお風呂に入れ、本当につらいです、毎日というよ うなことを聞くと、決してタワマンとか高級住宅に住んでいるから幸せということでもな く、やはり子育てを支え合ったり、子供を皆で見てくれるような声かけとか、そういうも のが必要だなというのをすごく実感しました。そういうときに、たまたまそのマンション の下で、七夕で笹に短冊をつけるという、そんな時期だったんですけど、そこでマンショ ンの中の子供たちが少し交流するだけでも、すごく子供同士もつながったり、お母さんも 笑顔になったりというのを見て、やはりこの住まいというのは、ハードの部分と、そして 地域がつくっていくソフトの部分、この部分が必要なんじゃないかなと思っていまして、 このマンションの中にか外にか分からないんですけども、やはり、こういう子供を大切に するような取組、こういうのがあったらいいという方たちが多くいらっしゃるということ は、違う意味でしっかり受け止めて、マンションの中か外かは分からないですけども、こ この委員の中だけで議論することではなく、豊島区として、そういう子供に優しい、それ で、一人暮らしの方、高齢の方も一緒に関われるような、そういうものが、マンションの 近くでもいいですので、あるかないかというのは、いろんな意味で幸せ度に大きく貢献す るんじゃないかなと思います。

以上です。

- ●会長 ありがとうございます。委員、どうぞ。
- ●委員 今のお話はよく分かっておりますし、私も何か所か、子ども食堂ですね、見させ

てもらったり、その経営されている皆さんと、運営されている皆さんとお話をしたことも ありますし、今のお話はよく分かります。

だけど何か、今回の住宅のことなんですけれども、マンションですからね、そういった面も当然あろうかと思いますけれども、何か少し唐突というか、何か質問の方向性が少し違うような気がしたものですから、話をさせていただいたらというような印象でございました。よく意味は分かります。

以上です。

●会長 ありがとうございます。

委員がおっしゃったこと、皆様共有できていると思います。今お話の中で、これが集合住宅の中や地域でもどちらでもということが、お話がありましたが、私はやっぱり、住まいの連続にあるというのは結構重要だなと私自身は思っているところです。やっぱりそういうハードルのある方は、外に出てまたどこか行くというよりも、住まいのところでどこか関わりができると違うのかなと思うんですが、ただ、ある小さな規模の中にその施設に入れ込むというのは結構大変なことなので、そこは本当にソフトな部分で取り組んでいくことだと思います。

ここの議論とは違うところもありますが、毎日を暮らす住まいの検討会なので、とても 重要なお話ができたんじゃないかと思います。ありがとうございます。

- ●委員 どうもありがとうございます。
- ●会長 そのほか、お願いいたします。委員はよろしいですか。
- ●委員 今のお二人のご意見と全く同じなので。

実はこれ、すごくソフトなお話なんですけれども、これはハードにもつながると実は私 思っております。これがもし分譲であれば、何か建て替えの話があったりすると、やっぱ り交流していることで、お互いに信頼関係ができるんですよね。そういう中で将来どうし ていこうみたいな話につながっていくと思うんです。ここに子ども食堂等と書いてありま すが、ほかにいろいろあると思うんですね。主婦の方が趣味のいろんなものをつくってい らして、それを皆でこう、売り買いすると言ったらあれですけど、公開するとか、いろん な使い方があるので、地域交流と住んでいる方々の交流というのは、絶対に将来のハード の部分にもつながっていくのではないかなと思っています。

- ●委員 いやいや、分かります。ありがとうございました。そのとおりです。
- ●会長 ありがとうございます。

委員、お願いいたします。

●委員 ありがとうございます。このファミリー附置というのは、住宅の居住快適性を確保するのに非常に必要なものだと私は思っているんですけど、お話を伺っていて、実効性の部分というのが少し心配な感じがして、3ページに「緩やかに始めて様子を見ることとする」というふうに書かれているんですけども、例えばマンションディベロッパーの立場

としていえば、例えば30戸をちょっと超えてしまいそうだな、あれ、32戸になっちゃいそう、33戸になっちゃいそうといったときに、そうすると50㎡の部屋をつくるのは大変だから、それ以外の部屋を少し調整して、35㎡、5㎡ずつほかの部屋をちょっと増やしてやれば、30戸以下で済むじゃないですかみたいなことを考える業者もいると思うんですよ。そうすると、30を少し超えたくらいの部屋数だったら、皆30以下に調整しちゃったりというようなことが少し心配というか、危惧されると思うんですが、結果として、例えばそういう現象が起こってしまって、あまり数値的に改善しなかったなんていうことがあった場合についてはどのようにお考えなのか、お聞かせください。

- ●会長 お願いいたします。事務局。
- ●住宅課長 おっしゃられるように、今回緩やかに始めるというところの目的の一つに、 今、委員おっしゃられました附置逃れというようなところが、やはり懸念しています。事 業者に聞いても、あまり附置を厳しくし過ぎると、それはちょっと、なかなか現実的では ないとか、事業自体が手を出さなかったとか、そういうお話もちょっとございます。

そういった中で、例えば豊島区内の、今回でいいますと商業地域以外の場所に建つ住宅が36戸ということで、仮にこれが30戸程度の住宅が建つとなった中で1割をファミリータイプにするとなった場合に、大体ワンルームで30戸なので、ワンルーム2戸分でおおむねファミリータイプ1部屋というふうにカウントをされると考えております。そう考えますと、2戸ファミリータイプの住宅ができるということで、そのくらいであれば守っていただけるのかなというようなもくろみもございます。

実効性の部分につきましては、他区も、見直しというものを、やはりファミリー附置は 行っておりますので、また状況を見まして、住宅対策審議会などで検討させていただけれ ばと考えております。

- ●委員 ありがとうございました。
- ●会長 ありがとうございます。やはりちゃんとチェックをしていって、進めていけたらと思います。

ほかにいかがでしょうか。委員、お願いします。

●委員 私もファミリー附置義務を課して良質なストックを増やすということには賛成なんです。それで、私、地元のほうを見ますと、やっぱり近年すごいワンルームマンションが増えておりまして、この前の資料などにも実際に増えている実態というのが出ておりましたけども、やっぱり都心に大学が回帰する、集中してきて、学生を相手にしたワンルームマンションといいますか、それからサラリーマン、若い労働者向けのそういうワンルームマンションがいっぱいできて、でも、昔みたいにワンルームマンションの反対運動も今は起こっていないんですよね。起こらないというか。私、以前はたくさん相談を受けましたけど、最近はそういう相談も少ないです。ですから、本当に知らず知らずのうちに私たちの周りにはワンルームマンションがいっぱいできつつあるんですけども、私たち、一番

住宅で相談を受けるのは、やっぱり何といっても低廉で良質な住宅に住みたいということで、何とか公営住宅に入りたいという相談が圧倒的に多いんです。

今回も、このファミリー世帯のファミリー住戸、附置義務を課すということには、そういう意味では賛成なんですが、先ほど、今マンションも少し高騰し始めて、建設も増えてはいるんですけども、価格も上昇しておりますし、そういう点では本当に、ファミリー住戸を造ったのはいいものの、家賃が高くてそのままなかなか定着ができない。

最近、やっぱりコロナの影響で収入が減ったりして、むしろ出ていかざるを得ないという人も私はいっぱい相談を受けているんですけど、そういう点では、なかなか給料が上がらない、コロナで収入が減ったということで、家賃を本当に低くする必要があると思うんですけど、先ほど、ほかの委員さんからも、やっぱり家賃補助を検討する必要があるんじゃないかと。これはちょっと別個の話になるんですけど、私も一貫して、この家賃補助はしっかり区がサポートしていかないといけない。特に、446億円の基金残高、貯金もありますし、やっぱり一部活用して、本当に長く住み続けられる住宅対策を取っていく必要があると思うんです。

まだお子さんが小さいときはいいんですよ。 4人でも住めます。 50㎡でも。やっぱり中学、高校になってきますと、それぞれ一部屋欲しいですし、そういう点では、長く住み続けるためにはどうしても家賃補助が欠かせないと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

- ●会長 ご意見ありがとうございました。よろしくお願いします。
- ●住宅課長 まず、マンション建設の紛争につきましては、建築課のほうでお話は幾つか 受けているというふうには伺っております。

それから、家賃補助の部分なんですけども、やはり委員おっしゃいますように、マンションの家賃相場というものも上がってきております。その中で、豊島区には、例えば子育てファミリー家賃助成の制度があったりとか、あと今、国のほうも後押ししていますけれども、空き家を活用するセーフティーネットの専用住宅、それも戸数を増やすように、周知のほうを大家さんなり不動産会社のほうにも行っておりますので、そういったところで、専用住宅でございますと所得が15万8,000円以下の方であれば月額4万円の補助が出るというようなところもございますので、そういったところをちょっとご活用いただきながら、住み続けていただければなというふうに考えております。

●会長 ありがとうございます。ちょっと時間も来ましたので、いろいろご意見いただき ありがとうございます。税制調査会のほうにも報告されるということなんですが、皆さん まだご意見がありましたら寄せていただけるということでよろしいでしょうか。

それでは、こういう方向で進めていく、一応としまファミリー住戸ということで附置を 進めていくということは、皆さんご理解いただいているかなと思いますので、お願いした いと。

また、ご意見がありましたら、事務局のほうにお寄せください。ありがとうございます。 それでは、次に行きたいと思います。議題2の「マンション管理適正化推進計画等の策 定」について、ご説明をお願いいたします。

●住宅課長 それでは続きまして、報告事項でございます。豊島区マンション管理適正化 推進計画等の策定についてでございます。

9ページをお開きください。こちら、本計画につきましては、昨年9月の住宅対策審議会にて計画を策定するに当たり、計画の概要を説明させていただいたところでございます。今回は、昨年10月から11月にパブリックコメントを行った結果と、計画が確定いたしましたので、そのご報告でございます。

1、パブリックコメントの結果でございます。パブリックコメントにていただきました ご意見については、1枚おめくりいただきまして、11ページ目と12ページ目に記載し ております。全部で3件ご意見をいただいておりまして、主な内容としましては、1件目 がマンションのごみ問題の改善要望につきましてでございます。こちらは所管の部署へお つなぎをする対応を取らせていただいております。

2件目の、マンションの建物と入居者が同時に高齢化する「二つの老い」についての認識を高めることにつきましては、区も広く周知していくこととしております。

おめくりいただきまして、12ページ目のご意見が、町会協議に関する内容で、案の記載内容のままであると、この後ご説明いたします区のマンション管理計画認定制度の認定を受けるには町会に加入することが条件であると誤解を招くおそれがある。そのため、町会加入は任意と記載すべきとのご意見でございました。そのため、本推進計画の53ページ目の下から2行目に、こちら、下から2行目のところに、※書きで町会加入は任意ということを付け加えさせていただきました。この部分が、パブリックコメント前から変更した部分でございまして、最終的に確定したものを、ページ番号が抜けていて恐れ入りますが、13ページ目にお戻りいただきまして、こちら表紙がついているものでございます。こちら、資料2-3として、確定したものをつけさせていただいております。

なお、今回確定しました豊島区マンション管理適正化推進計画は、3月1日より1か月間、区民ひろばなど、パブリックコメントを実施しました場所で閲覧可能となっております。

9ページにお戻りください。続きまして、2のマンション管理計画認定制度の実施についてでございます。(1)のこの制度の概要につきましても、昨年9月の住対審にてご説明させていただいたところでございますが、4月から本認定制度を実施するに当たりまして、より具体的にご説明させていただきます。

先ほどご説明いたしました、マンション管理適正化推進計画を策定した自治体が実施できる制度でございまして、マンションの管理計画が国及び区の定める一定の基準を満たす

場合に、適切に管理がされているマンションとして、区が認定を行う制度でございます。 また、制度の目的としましては、管理水準が基準に満たないようなマンションが、認定を 受けるために管理水準を引き上げることも期待されており、ひいては区内マンションの管 理水準の底上げにつながる制度であると考えております。

制度のイメージを(2)に示しておりまして、図の下の、マンションの管理組合から申請が出され、青の囲み枠でお示しするような、認定の基準を満たしていれば区が認定をするというようなものでございます。

なお、申請書類は、※1にお示しするように、国の指定機関であるマンション管理センターなどのマンション管理士が国の基準を満たしているかの内容の確認を行ったものを、 区が認定いたします。こういった認定を取得するマンションが増えると、右にお示しする 好循環のサイクルが生まれると考えているところでございます。

また、認定を受けたマンションにはメリットがございまして、住宅金融支援機構のフラット35などの金利優遇が受けられるほか、築20年以上など一定の要件を満たすマンションが大規模修繕工事を行った場合に、翌年度の固定資産税の減額が受けられるものでございます。さらに、認定を受けたマンションは、国の指定機関であるマンション管理センター等のホームページにマンション名を公表することが可能となることから、マンションの購入予定者から適切に評価され、資産価値の向上にもつながると考えております。

なお、申請には手数料がかかりまして、このたび申請手数料を新設し、さきの第1回定 例会にて議決をいただいたところでございます。

- (3)制度の周知につきましては、先月の2月18日に区が開催しましたマンションセミナーにて、本計画と認定制度をご参加いただいたマンションの理事長などに周知を行ったところでございます。また、今後は、管理業者にとっても認定を受けることで資産価値向上というメリットがあることから、管理業者へも周知を図っていきたいと考えております。
  - (4) 施行日は、令和5年4月1日からでございます。

大変簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

●会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、今のいただいた説明について、皆さん、ご意見、ご質問をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

委員、お願いします。

●委員 説明どうもありがとうございます。

今、申請料のお話がございましたけど、申請料というのは、まず幾らなのかというところと、申請で落ちた場合は返金とかあるのでしょうか。

よろしくお願いします。

●会長 事務局、お願いします。

●住宅課長 まず、申請料でございますけども、出し方が二通りございまして、一つがマンション管理センターというところを経由して出す場合ですね。その場合ですと、事前にマンション管理センターのほうで審査をしているということで、区のほうに出していただく申請手数料は3,900円でございます。

また、区のほうに直接出していただく場合も受け付けてございまして、その場合は、区のほうで、またマンション管理士のほうに委託を行いますので、ちょっと値段のほうが変わりまして、2万9,500円というふうにしております。

また、返金についてでございますが、返金のほうはございません。

- ●委員 ありがとうございます。
- ●会長 よろしいでしょうか。
- ●委員 はい。
- ●会長 そのほかございますでしょうか。

委員、お願いいたします。

- ●委員 このように、マンション管理というのは、分譲のマンションに関しては、豊島区はやっぱり古い、経年がたっているマンションが多いので、大変必要な、重要なことだと思いますけれども、先ほどのワンルームマンション、マンション全体を考えたときには、ワンルームマンションの管理というのは現状どうなっているか、お聞かせください。
- ●会長 事務局、お願いします。
- ●住宅課長 委員おっしゃいますように、ワンルームマンションのほうは、特に今回の分譲型のワンルームマンションになりますと、やはり投資に使われていることが多いような印象を持ってございまして、そうすると、やはり皆さん投資した金額の回収ということで、なかなかその管理のほうが、実際に管理組合のほうが、活動が停滞していたりとか、そういった懸念を我々のほうは感じているところでございます。
- ●委員 会長。
- ●会長 委員、お願いします。
- ●委員 パブコメの中でもありましたように、ごみ出しだとかいろんなことで危惧するところ、これ、分譲にもかかわらずそういう言葉が出ているんですけども、実際問題として、現実は、ワンルームマンションの、先ほど委員から話が出たように、附置逃れしているようなマンションというのは、管理もずさんであったり、そして近隣の住民に対しても非常に迷惑がかかっているということがあって、そういう部分では、せっかくマンション管理という、適正ということで、分譲に対して今対象にしているんですけれども、もう少し枠を広げて、そういうワンルームマンション、投資型のマンションの苦情というのを、現実的な苦情があるということをご理解いただかないと、町会加入は任意となっていますけども、町会の方たちも随分困っているところもあったり、あるいはいろんな、それこそコミュニティをつくるって、言葉では言えますけれども、ワンルームマンションで附置逃れし

ているようなマンションというのは、誰が住んでいるかも分からないという現状があるときに、管理のずさんさが、すごく目立つんですね。そうすると、投資した方、建てた方が、また転売したりして、誰が所有しているかも分からないというのが現状でありますので、そこら辺は、行政の監視にするのか、やっぱり自己責任として管理をさせるのか、そこら辺、ある程度、方向性を示していただいたほうがいいのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

- ●会長 事務局、お願いします。
- ●住宅課長 ご意見ありがとうございます。古いマンションというところも注目はしているところでございますけども、委員おっしゃるとおり、そういった投資型のワンルームマンションというようなところも、附置逃れとか、そういったところもございまして、なかなか、所有者に行き着くとか、そこに住んでいることがなかったりということがございますので、区にはチーム派遣という制度がございますので、そこの部分で、築年数の古いマンションとともに、そういった投資型のマンションのほうにも積極的に働きかけまして、所有者もあたって、こういった届出を出していただいたりとか、管理の重要性というものを伝えていきたいと考えております。
- ●委員 会長。
- ●会長 はい、お願いいたします。
- ●委員 最後にしますけれども、附置義務の中においては、やはり駐輪施設の附置義務だとか、そういうものも守られていないような、義務、先ほど言った附置逃れということで、自転車を路上にとめてあるとかということもありますので、今現在、豊島区としては、職員さんに限りはありますが、パトロールしていただいているということも聞いておりますので、ぜひこれからも、そういう部分では、もしそういう計画や何かに盛り込めないのであれば、行政指導という形で少し、監視と言うと語弊がありますけれども、やはりそういうところをもっともっと、今ご答弁でいただいたような形で、チームを組んでパトロールするという形を取っていただければ、より住みやすい街、地域が本当に共有できるような、古くからいる方たちも、そしてまた新しく入ってくる方たちにとっても住みやすい街になるのではないのかなと思います。強化と言うと、語弊がありますけれども、そういった部分、ご努力いただければなということを願って意見と代えさせていただきます。
- ●会長 ありがとうございます。今の、何かございますか、事務局のほうで。
- ●事務局 少し補足させていただきます。

この計画の、ページ数でいうところの25ページ、26ページ、抽象的な書き方ではあるんですが、管理組合活動の停滞、管理の仕組みの未整備、管理組合活動を担う人材の不足、長期修繕計画の未策定による建物の老朽化の加速、こういったもの、実は非常に大きな問題です。豊島区管理状況届出制度がありますので、約8割のマンションは今、届出が出ております。これらのマンションについては、一定水準の管理は行われているものであ

ろうと。我々もいろいろ現場を回ったりして、そういう実感は持っております。

ただ、これは表面的な管理が行き届いているというところでありまして、実はいろいろお話を聞いていると、大半の、ほとんどの区分所有者の方たちは、マンションの管理に全く関心がございません。長くやっている理事長さんに丸投げ、管理会社に丸投げで、輪番制の場合は、自分がいる間は適当に流すというような方たちがほとんどを占めているというふうに我々は認識しております。

それで、先ほどの「二つの老い」による、特にマンションの管理を担う人材の不足、皆さん小規模のマンションで、皆さん70代80代の方だけでマンションを管理しているというようなマンションが相当数あります。こういったマンション、マンションの管理に関心のある、先見の明のある理事長さんからは、複数、第三者管理の導入についてということで、いろいろご相談をいただいておりますので、来年度以降、このパブリックコメントのところには、多くの管理組合に認識してもらえるように広く周知を図るということを書いておりますが、実際にマンションを回って直接お話を聞く中で、適切な第三者管理の導入等についてお話をさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、その一方で、最近、第三者管理の、マンションの管理に対する不安を逆手に取った、第三者管理のよくない面というか、理事会を廃止してマンションの管理を会社に委ねるような方向でのマンションに対するアプローチみたいな話も聞こえてきておりますので、そういった面も含めて、第三者管理制度のデメリットも含めて、きちんと周知を図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

- ●会長 事務局お願いします。
- ●住宅課長 すみません、簡潔に。

8割、今、出てきておりますので、残り2割のところで、まだ出ていない、そういった 投資型マンションもございますので、積極的にそこも区のほうから働きかけを行っていこ うと思います。どうもありがとうございます。

●会長 ありがとうございます。豊島区はマンションや集合住宅が多いので、結構大きな 課題だなと思って伺いました。非常に大切に取り扱っていきたいと思います。

そのほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

委員は、マンションのことを一番ご存じかと思いますが、プラスで何かありますでしょうか。

●委員 先ほど区のほうから発言がありましたけれども、本当にそうで、今、第三者管理をなしにするということは、もうできない状況の時代になってきていると思うんです。だから、そういう意味では非常に大切だし、必要なことではあるんですけれども、お話がありましたように、理事会がないということで、総会監視型というんですか、それが要するに、皆、役員をやりたくないものだから、そうすると理事会で第三者を監視するというこ

と自体もやりたくないわけですよね。

そういうこととか、あと利益相反規定を置いていないような、そういう場合もあるし、 それから監事がいない。あるいは監事を置くことができると書いてあるんだけど、皆、監 事をやりたくないから結局監事がいないという状況になることもあります。

それから、第三者管理の制度を使うと、コミュニティが結局は少しずつ壊れていくのかなというふうなところもあります。そういう意味で、この方式を選ぶ場合には、区分所有者の人たちがどうやってそれを、その軌道が外れないようにしていくかということがすごく大切になるし、そうじゃないと、おかしくなっちゃうんだなというふうな気がしますので、その辺のセーブができるようなことを何か今後考えていかなくてはいけないなというふうに思っています。

以上です。

●会長 ありがとうございます。とても大事なことなので、今後とも続けていきたいと思います。

特に、やっぱり集合住宅で大きくなれば、地域への影響も大きいので、こういうことも 含めてかなと思っております。

ありがとうございました。

それでは、事務局に、またお戻しすればよろしいでしょうか。こちらについて。 じゃあ一つだけ、今のこと。時間ですので、一つだけお願いします。

●委員 はい。9ページに書いてあります、真ん中辺に主な認定基準というのが書いてありますね。私自身はマンション管理士なので、今回の認定制度で予備認定、新築マンションは数件認定をしましたけれども、事前認定という経験は、まだほとんどのマンション管理士でも行っておりません。そして、マンションから認定を求める際に、修繕計画、これが30年以上、大規模修繕2回というのが条件になっておりますけど、この条件をクリアできるマンションはごくごく少ないです、現状でも。

と同時に、2番目の管理組合の運営で、総会、理事会、そういったものがちゃんと行われているようにするには規約の改正が必要です。でも、さっき言った「二つの老い」を抱えているマンションでは規約の改正さえできません。

ということで、この認定基準をクリアしてマンションの価値が上げられるマンションは、 現実には非常に少ないかなというふうに、第一線で活動しているマンション管理士はそう 思っております。

以上です。

- ●会長 ありがとうございます。本当、様々ありますので、検討していくということで、 事務局、よろしいでしょうか。
- ●住宅課長 ご意見ありがとうございます。

おっしゃるように、例えば昨年度から始まっております板橋区であっても、今聞いてい

るところだと、2件の認定ということで、なかなかこの基準が、そんなにすごく厳しいかというと、恐らくちゃんと管理されているマンションに対してはそうでもないのかもしれませんけども、そういった条件に届くところが少ないということが、委員おっしゃいますようにありますので、我々、区のほうも、まず制度の周知をしていって、そこで、じゃあ管理をしっかりやっていこうというふうに、機運の醸成というようなところにも働きかけを行っていきたいと思います。どうもありがとうございます。

●会長 ありがとうございました。 それでは、こちらはここまでにいたしまして、またご意見をお寄せください。 それでは、その他の報告について、事務局、よろしくお願いいたします。

●住宅課長 それでは、その他のご報告としまして、2点ございます。

まず、来年度、時点修正を行います住宅マスタープランの修正スケジュールでございます。

56ページをお開きください。今回は、住宅マスタープランの後期5年の見直しでございまして、時点修正でございますので、基本理念や目標はそのままにしまして、数値的な更新や、令和3年に見直されました住生活基本計画に対応する内容でありますとか、さらには、区独自の住宅施策の記述についても、今の時代に合った内容になっているかとか、そういったところでご議論をいただきたいと考えております。

スケジュールにつきましては、来年度住宅対策審議会は5回程度、全部で開催を予定しております。5月には第1回目としまして、調査事項・検討項目検討体制について。7月には第2回目としまして、住宅白書(案)について。9月には第3回としまして、マスタープランの改定の骨子について。11月には第4回としまして、改定の素案について。そして、来年2月に第5回としまして、改定の案をお諮りするスケジュールでございます。また、時点修正に伴いまして、専門部会の開催も8月頃に予定をしております。

続きまして、二つ目の、住宅マスタープラン進行管理についてでございます。

57ページをお開きください。こちら、昨年9月の住対審でご報告しました数値から変更はございませんで、内訳の活動指標につきましても、今年度の12月末の途中の数字というところでございますので、令和4年度末の数字がまとまった段階で、改めて住対審でご報告させていただきたいと考えております。

なお、今回、マスタープランの改定に併せまして、改正を行いたい活動指標がございま すので、そちらだけご説明させていただきます。

60ページをお開きください。活動指標の一番下に、今回追加しました「住宅相談に来 庁した区民のうち、住宅問題が解消した区民の割合」についての指標改正案でございます。 内容のところにも記載しておりますが、指標を策定した平成29年当時は入居支援を行っ ているところが少なかったのですけども、現在は、都から指定を受けました居住支援法人 等が増えたことから区への相談件数が減ってきている状況でございます。そのため、来年 度のマスタープラン改定において、こちらの指標についてもご議論をいただきたいと考え ております。

大変簡単ではございますが、説明は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

●会長 ありがとうございます。今後のスケジュールについて、ご説明いただきました。 これに関しても、何かありましたら。

質問はありますか。よろしいでしょうか。

来年度は2か月に1回ぐらいやるということなので、どうぞ皆さんよろしくお願いいた します。例年より多くありますが、お願いいたします。

それでは、本日の内容は以上になりますが、事務局から連絡事項はありますでしょうか。

●住宅課長 それでは、本日は会議時間の短縮にご協力いただきましてありがとうございました。

本日の議題について、追加でご意見等がある場合は、4月7日までに事務局までメール をお願いいたします。

事務局からは2点連絡がございます。

1点目は、来年度の審議会についてでございます。

来年度は住宅マスタープランの改定を予定しているため、先ほど申し上げましたが、年 5回の開催を予定しております。次回は5月30日の開催の予定で調整をしております。 後日、事務局からご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2点目は、住宅対策審議会の委員の改選の件についてでございます。

委員の皆様方におかれましては、今期、第15期の任期が令和5年6月6日までとなっております。そのため、事務局にて改選に向けた準備を進めているところでございます。 区民公募委員の方々につきましては、令和5年4月11日から5月8日までを募集期間としまして、広報としま4月11日号に募集記事を掲載予定でございます。現委員におかれましては、ぜひご応募いただきますようにお願い申し上げます。

学識委員の皆様及び関係団体の委員におかれましては、近日中にご案内する予定でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

●会長 ありがとうございます。

今日も、活発にご議論いただき誠にありがとうございます。短い時間でも、結構議論できたかなと思います。

それでは、本日はこれで閉会とさせていただきたいと思います。

皆様、どうもありがとうございました。

(午前 11時10分閉会)

※ 審議経過の記載が2頁以上にいたる場合は、右肩にNo.を付す。		
会議の結果		
提出された資料等		
その他		